

## 社会福祉法人 心誠会 役員等報酬の支給基準細則

### (目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人心誠会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

### (報酬の区分)

第 2 条 役員等の報酬等は、常勤役員（常勤である理事をいう。以下同じ。）及び非常勤役員等（非常勤役員のうち理事長職を除く理事及び監事並びに評議員及び評議員選任解任委員会委員をいう。以下同じ。）とする。

### (報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員は、社会福祉法人心誠会特例職員の給与等に関する要綱及び内規に基づき支給し、社会福祉法人心誠会特定個人情報等取扱規程により、公表をしないものとする。

2 役員のうち、理事長職にある者は、月額報酬とする。

3 非常勤役員等は、日当とし理事長が招集した会議等に参加した場合に支給するものとする。

4 理事長及び非常勤役員が、公務又は会議等に参加した場合は、社会福祉法人旅費規程第 10 条を準用し実費弁償（旅費）を支給するものとする。

### (支給額)

第 4 条 理事長及び非常勤役員等の報酬等の額は次のとおりとする。

(1) 理事長職 月額 100,000 円

(2) 非常勤役員等 1 回当たり 10,000 円

### (支払方法)

第 5 条 理事長及び常勤役員は、職員取扱い方法を準用し、非常勤役員等については、日当及び実費弁償（旅費）を、その都度支払うものとする。

ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払うものとする。

### (改正)

第 6 条 この細則の改正については、評議員会の議決を要する。

### (附則)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。